

# 令和8年度 山形市立第十中学校 部活動ガイドライン(運動部文化部共通)

## 1 部活動基本方針

教育の一貫として、生徒の個性を重視すると共に健全な育成をめざす。知力、体力、技能、豊かな感性、課題解決能力などを身につけることをねらいとし、その態度を養う。

## 2 部活動の休養日及び活動時間について

### (1) 活動時間

①平日：2時間以内の活動、年間を通して～17：00終了 17：15完全下校とする。

②週休日等：3時間程度とする。

この時間は、通常の練習の活動時間であり、大会や練習試合には適用しない。ただし、毎週のように大会や練習試合を計画するなど、生徒の過度な負担とならないようにする。

### (2) 休養日

①平日は毎週（基本水曜日）定時退校日を設け、放課後の活動は行わず生徒は下校する。

②毎週日曜日を休養日とする。ただし、施設利用等の関係で、日曜日に活動する場合は土曜日を休養日とする。また、大会等で土日続けて活動する場合は、直近の平日を休養日とする。

### (3) 長期休業中の活動および休養日について

①平日の活動は1日3時間程度とする。土日の活動はしない。大会等で活動を行う場合は、顧問が申請をして校長の許可を得る。

### (4) その他

①テスト3日前から活動を中止する。

## 3 学校管理下外の生徒の活動について

(1) 運動部活動顧問は、部員が学校外のクラブ等に所属して活動している実態を把握する。

また、中体連主催大会への外部クラブからの参加については所属と出場の可否について確認する。(外部クラブから大会へ出場する場合は、「大会参加報告書」を部活動担当へ提出する。)

(2) 部顧問は、部活動に保護者会が設置されている場合、その目的が部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会(クラブ活動)を主催したりすることのないよう保護者の理解と協力を得る。

(3) 部顧問は、部員が所属している学校管理下外の「地域スポーツクラブ」の活動が、学校の運動部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、学校の運動部活動と地域スポーツクラブの活動日・活動時間を合わせても、上記2の基準内の活動となるように、クラブ関係者、保護者の理解と協力を得られるように調整を図る。

(4) 部顧問は、保護会主催等の社会体育活動クラブへの部員について、その所属に関しては必ず任意とする。保護者会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、チーム関係者、保護者に理解と協力を得る。

## 4 県外遠征・宿泊を伴う活動等について

(1) 県外遠征、合宿等については、事前に校長に相談し、申請書を提出し承認を得る。

(2) 宿泊を伴う県内外活動は、1ヶ月前まで市教育委員会へ承認申請を提出し承認を得る。

(3) 県外遠征、冠大会の参加については移動を含めた所要時間、経費、回数等を鑑みて年間計画の中で行うことを原則とする。

## 5 その他

(1) 原則、9月に部活動保護者代表者会を開催する。